

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

7-1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市では、歴史的建造物について、文化財保護法及び愛知県文化財保護条例、津島市文化財保護条例、津島市祖先の遺産を守り育てる条例及び関連法令による指定等に基づき、保存・活用に取り組んできた。しかし、指定等の保護措置が行われず、適切な保存・活用がされていない歴史的建造物が多数存在していることから、今後、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。

これにより、関連法令に基づく指定等文化財の保護とともに、指定等文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

7-2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議及び合意形成を図ったもの（民間が所有する物件については、当該建造物の所有者が、今後も適切な維持管理をする意向があることを確認する。）を前提として、歴史まちづくり法第12条第1項の規定に加え、次に掲げる「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建物を指定する。

また、重点区域においては、歴史的建造物の調査を行い、随時追加指定を図るものとする。ただし、重点区域内における重要文化財は除く。

（指定対象の要件）

- ① 愛知県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ② 津島市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 津島市祖先の遺産を守り育てる条例に基づく指定遺産（建造物）
- ④ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ⑤ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物
- ⑥ その他本市の歴史的風致の維持向上を図るため重要なもので市長が必要と認めたもの

（指定基準）

- ① 建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③ 歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが必要である。

- ・概ね50年程度経過しているもの

- ・所有者又は管理者等により、今後も当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること
- ・所有者の同意が得られているもの

7-3. 歴史的風致形成建造物の候補

重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。
 なお、「関連する歴史的風致」欄の番号は、第2章 維持及び向上すべき歴史的風致」に準拠するものとする。

表 7-1 歴史的風致形成建造物の候補（案）

番号	名称	所在地	所有者 又は 管理者	築年	指定等区分	関連する 歴史的風致
1	津島神社南門 	神明町	津島神社	慶長3年 (1598)	県指定 有形文化財	2-2
2	津島神社釣殿、祭文殿 	神明町	津島神社	文政6年 (1823)	県指定 有形文化財	2-2
3	氷室作太夫家住居 	片町	津島市	嘉永2年 (1849)	市指定 有形文化財	2-2

番号	名称	所在地	所有者 又は 管理者	築年	指定等区分	関連する 歴史的風致
4	渡邊家住宅 	本町	個人	文化6年 (1809)	市指定 有形文化財	2-2
5	旧堀田廣之家住宅 (主屋・蔵・板塀・煉瓦塀・門) 	祢宜町	個人	明治45年 (1912) 及び 大正時代	国の登録 有形文化財	2-2
6	旧津島信用金庫本店 	本町	津島市	昭和4年 (1929)	国の登録 有形文化財	2-2、2-3
7	津島神社廻廊 	神明町	津島神社	文政8年 (1825)	県指定 有形文化財	2-2

番号	名称	所在地	所有者 又は 管理者	築年	指定等区分	関連する 歴史的風致
8	津島神社拝殿 	神明町	津島神社	慶安2年 (1649)	県指定 有形文化財	2-2、2-4
9	津島神社蕃塀 	神明町	津島神社	江戸時代 後期以降	県指定 有形文化財	2-2
10	津島神社弥五郎殿社本殿 及び拝殿 	神明町	津島神社	寛文13年 (1673)	県指定 有形文化財	2-2
11	津島神社居森社本殿 	神明町	津島神社	天正19年 (1591)	県指定 有形文化財	2-2、2-3

番号	名称	所在地	所有者 又は 管理者	築年	指定等区分	関連する 歴史的風致
12	津島神社荒御魂社本殿 	神明町	津島神社	元和5年 (1619)	県指定 有形文化財	2-2
13	津島神社八柱社本殿 	神明町	津島神社	寛文12年 (1672)	県指定有形 文化財	2-2

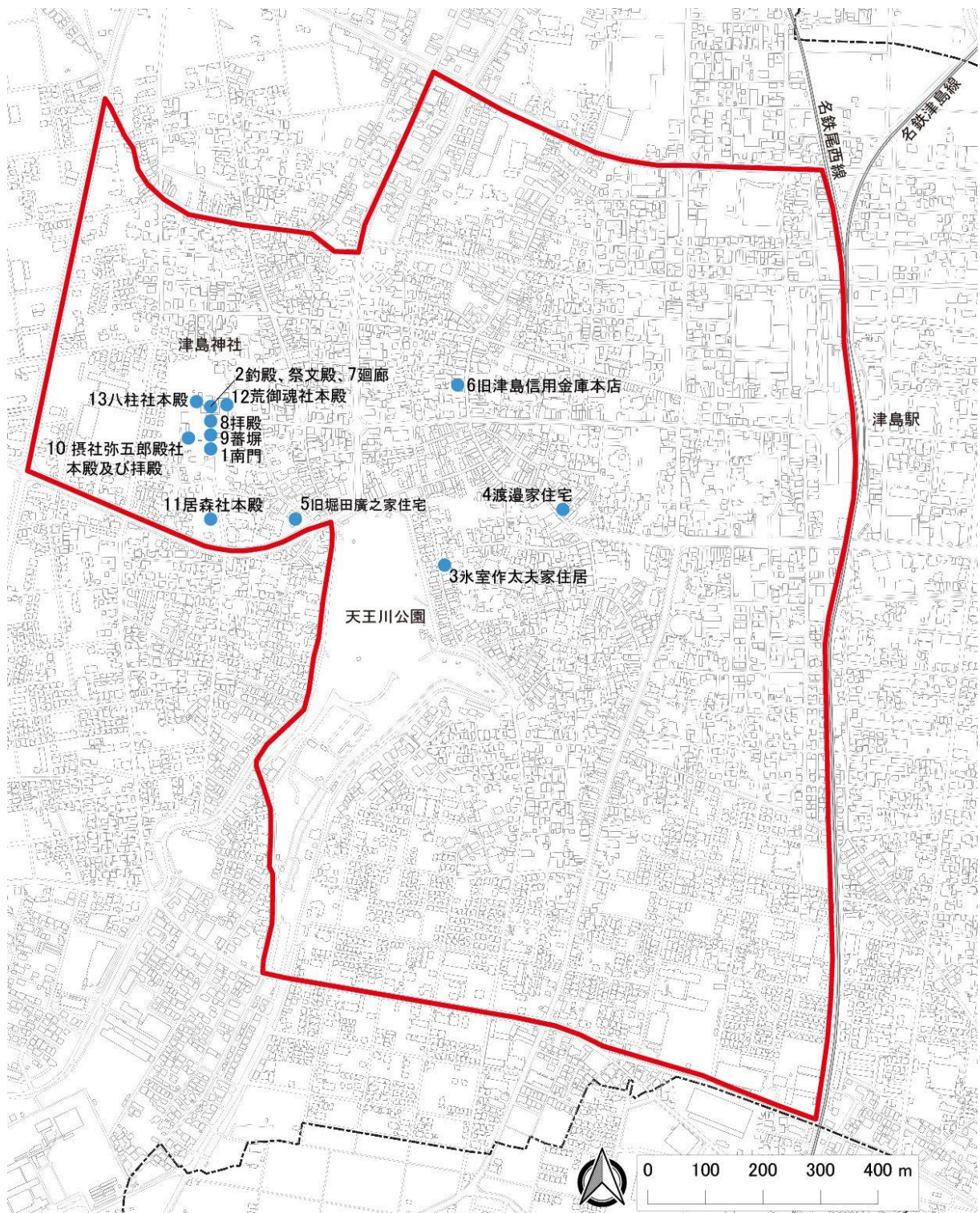


図 7-1 歴史的風致形成建造物の位置